

呉市教育委員会会議録
(令和元年11月28日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
令和元年11月28日定例会

- 1 開催日時 令和元年11月28日(木) 15:30開会
16:12閉会
- 2 開催場所 754会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 船尾慎
委員 佐々木元
委員 小谷眞喜子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 小川 聡
教育部参事 武林 信二
教育部副部長 坂口 直美
教育部参事補 中島 正雄
教育総務課長 安倍 広志
学校施設課長 森川 英司
学校教育課長 高橋 伸治
学校安全課長 棚田 隆志
文化振興課長 多田 博
子育て施設課長 三浦 浩二
教育総務課主幹 新谷 剛弘
学校教育課主幹 安部 ほずみ
子育て施設課課長補佐 植野 典彦
教育総務課主査 上野 美帆
- 5 傍聴者 1人
- 6 日 程
(1) 会期決定について
(2) 前回会議の報告
(3) 報告第26号 平成30年度定期監査の結果改善又は検討を要する事項の措置について
(4) 報告第27号 民事訴訟の結果について
(5) 教議第49号 臨時代理の承認について(令和元年度教育費補正予算)
(6) 教議第50号 臨時代理の承認について(呉市立幼稚園条例の廃止)
(7) 教議第51号 臨時代理の承認について(呉市立呉高等学校条例の一部改正)
(8) 教議第52号 呉市立呉高等学校条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
(9) 教議第53号 臨時代理の承認について(呉市立美術館条例ほかの一部改正)

(15:30)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、船尾委員・佐々木委員にお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

上 野 主 査 (令和元年10月25日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第5から日程第9については議会に係る案件のため非公開としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

報告第26号 平成30年度定期監査の結果改善又は検討を要する事項の措置について

教 育 長 それでは、日程第3の報告第26号「平成30年度定期監査の結果改善又は検討を要する事項の措置について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

安 倍 課 長 それでは、報告第26号「平成30年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措置について」御説明いたします。

資料の2ページを御覧ください。まず、1の学校施設課に関するものは、1件でございます。契約書の作成を省略することができる施設維持修繕について、請書、承諾書その他これに準ずる書面を取っていないものがあつたため、指摘を受けたものです。

続いて、2の学校教育課に関するものは、4件でございます。(1)は、公文書公開請求に係る複写及び送付料について、調定書を発行していないものが見受けられたものです。(2)は、県内出張命令回議書について、住居地から直接目的地に旅行していた案件について、勤務地を出発地として旅費を過大に算出し支給していたものでございます。(3)は、就学奨励費受給者状況報告書について、1学期末分の報告書を提出していない学校が見受けられたものです。(4)は、使用期間が3日未満の学校施設の使用許可について本来、校長が許否の決定をしなければならないにもかかわらず、規程を変更し教頭が専決するものと定めていたため、指摘を受けたものです。

続いて、3の学校安全課に関するものは、3件でございます。(1)は、旅費を伴う県内出張について、県内出張命令回議書による旅行命令が発せられておりませんでした。(2)は、幼児児童生徒定期健康診断業務の単価契約について、報告書の提出を仕様書で定めておらず、また、健康診断受診者数等を確認できないまま完了検

査調書を作成したことについて、指摘を受けたものです。(3)は、講習会に係るテキストの納品検査について、検査年月日を、テキストの配布日より前の日付で記載し検印されていたものです。

続いて、4ページを御覧ください。呉高等学校に関するものは3件ございます。(1)は、年次有給休暇について、開始時刻が15分ごとの四半時でないものが見受けられたものです。(2)は、姉妹校提携調印式に来日した基隆市立安楽高級中学訪問団の昼食代の支出について、支出する前に支出金額を決める執行伺が行われておりませんでした。(3)は、教員特殊業務手当について、対象となる業務の従事回数を数え誤って過少に支給していたものです。

続いて、小中学校に関するものです。まず、5の和庄小学校に関するものでございます。学校施設の使用許可について、決裁手続きを行わず使用許可書を交付しているものが見受けられたものです。

次に、6の明立小学校に関するものでございます。給食費として支給することとしていた就学奨励費の戻入をしなければならない事実が分かっていたにもかかわらず、約3ヶ月戻入処理をしていなかったものでございます。

次に、7の港町小学校に関するものでございます。学校施設の使用料について、免除対象ではない団体に対し、誤って免除していたことが判明したにもかかわらず、徴収していないものが見受けられたものです。

次に、8の東畑中学校に関するものでございます。就学奨励費の受領及び取扱いに係る委任状について、委任事項の一部を鉛筆で加筆していたものでございます。

いずれの案件も、監査指摘後、速やかに修正等の対応をするとともに、適正な事務について、職員に周知、徹底を図りました。

なお、これらの指摘事項及び措置状況につきましては、監査委員から12月上旬に公表される予定となっております。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第3の報告第26号「平成30年度定期監査の結果改善又は検討を要する事項の措置について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 4の呉高等学校の(1)の年次有給休暇について、開始時刻が15分ごとの四半時でないというところを、もう少し分かりやすく説明していただけますか。

中 島 参 事 補 各学校の就業開始時刻から15分刻みの時刻を、休暇取得開始時間にしないといけないところ、それが守られておりませんでした。

佐々木委員 改善又は検討を要望する案件について、措置を講じたということですが、併せてしっかりと原因究明をされた上で改善等していただきたいと思えます。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第27号 民事訴訟の結果について

教 育 長 次に、日程第4の報告第27号「民事訴訟の結果について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

- 安部主幹 それでは、報告第27号「民事訴訟の結果について」御説明いたします。
資料7ページを御覧ください。呉市が被上告人等となっている民事訴訟について、広島高等裁判所において、令和元年10月28日付けで上告及び上告受理の申立てを却下するとの決定が行われ、呉市の勝訴が確定しました。
- 1の事件の概要を御覧ください。本件は、相手方が、中学校3年生であった平成2年1月頃、通学していた呉市立中学校の担任教諭が、高等学校の入学試験に係る事務手続を誤り、受験できず、1年間浪人したことから、生涯年収において1年間分の減収が生じたとして、損害賠償の支払を求めて、平成30年9月に訴えを提起していたものです。その後、第1審、第2審とも呉市が勝訴しましたが、相手方が第2審判決について不服として、令和元年7月22日付けで、広島高等裁判所に上告及び上告受理の申立てを行い、同裁判所において令和元年10月28日付けで、相手方の上告及び上告受理の申立てを却下するとの決定が行われたものです。
- 説明は以上でございます。
- 教育長 ただ今、事務局から日程第4の報告第27号「民事訴訟の結果について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。
(なしの声)
- 教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。
それでは、これより非公開の議題に入ります。傍聴者の方は誠に申し訳ありませんが、御退室ください。
(15:43)

教議第49号 臨時代理の承認について（令和元年度教育費補正予算）

(非公開案件です。)

教議第50号 臨時代理の承認について（呉市立幼稚園条例の廃止）

- 教育長 次に、日程第6の教議第50号「臨時代理の承認について（呉市立幼稚園条例の廃止）」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 森川課長 それでは、教議第50号「臨時代理の承認について（呉市立幼稚園条例の廃止）」を御説明しますので、資料13ページをお願いします。
- 1の廃止の趣旨でございます。(1)の呉市立ゆたか幼稚園は、呉市公立保育所・幼稚園の再配置計画において呉市ゆたか保育所と一体化し、教育・保育機能の確保を行うため、地域型保育事業への転換を図ること、また資料14ページの(2)の呉市立豊島幼稚園については、平成28年4月1日から休園しており、将来的にも児童数の大きな増加が見込めないことや及び豊地区での地域型保育事業により集団保育の推進を図ること、以上の趣旨により、2つの幼稚園を廃止することとし、当該条例を廃止するものでございます。
- これにより、認可外保育施設である呉市ゆたか保育所を小規模保育事業所として運営します。
- なお、新たに事業を行う事業所の名称は、(2)の上部に記載しております、呉市

ゆたか保育所となり、定員は19名となります。

次に、2の満3歳以上の幼児への対応でございます。小規模保育事業の利用対象となる乳幼児は、基本的には0～2歳の乳幼児が対象ですが、子ども子育て支援法に基づき、必要性を市町村が認めるときには、満3歳以上の幼児についても対象とすることができるかとされております。この度、ゆたか及び豊島幼稚園を廃止し、新たに設置する呉市ゆたか保育所については、先ほど御説明した、必要性を市町村が認めるときを活用し、満3歳以上の幼児も受け入れることとしております。

3の保護者等への説明でございます。令和元年7月に保護者、令和元年10月に地元に対し、呉市立ゆたか幼稚園の廃止について及び新たな小規模保育事業での保育の実施についての説明を行っております。

4の施行期日でございますが、令和2年4月1日でございます。

5に位置図を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第6の教議第50号「臨時代理の承認について（呉市立幼稚園条例の廃止）」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり承認します。

教議第51号 臨時代理の承認について（呉市立呉高等学校条例の一部改正）

教議第52号 呉市立呉高等学校条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

教 育 長 それでは次に、日程第7の教議第51号「臨時代理の承認について（呉市立呉高等学校条例の一部改正）」及び日程第8の教議第52号「呉市立呉高等学校条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の議題については、関連した内容のため、2件を一括して事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 それでは、教議第51号「臨時代理の承認について（呉市立呉高等学校条例の一部を改正する条例の制定について）」御説明いたします。

17ページを御覧ください。呉市立呉高等学校条例の一部を改正する条例の制定について、呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めらるものでございます。

なお、教議第52号「呉市立呉高等学校条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」と関連がありますので、2つの議案を一括で説明させていただきます。

それでは議案資料を基に説明いたします。19ページを御覧ください。1の改正の趣旨についてでございますが、呉市立呉高等学校における入学金及び入学者選抜料の免除について、広島県の県立高等学校における免除と同様の取扱いをするため、所要の規定を整備するものでございます。

次に、2の改正の内容を御覧ください。(1)の入学金の免除ですが、広島県は、

県立高校に入学する際の入学金について、令和2年度以降に入学する経済的に支援が必要な家庭の生徒に対し、入学金の全額免除を行うこととし、その要件を規定するための広島県教育委員会規則の一部改正を行いました。これを踏まえ、市立呉高校においても、県立高校と同様に入学金の免除ができるよう、免除することができる費用に入学金を加えます。免除の対象者を、県立高校と同様に市町村民税が非課税の家庭の生徒とし、詳細や免除手続き等は教育委員会規則で定めます。

次に、(2)の入学者選抜料の免除ですが、県立高校では災害等やむを得ない事情により、入学者選抜料の支弁が困難になった者については、入学者選抜料の免除ができることとされており、そのような事象が発生した際には、その都度入学者選抜料の免除要綱を定め、入学者選抜料の免除を行っています。市立呉高校においても同様に、免除することができる費用に入学者選抜料を加えます。

続いて、3の施行期日等につきましては、公布の日とし、入学金の免除は、令和2年度以後に市立呉高校に入学する者から適用となります。

最後に18ページを御覧ください。表の左側に現行の規定を、右側には改正案を示しております。これまで、授業料、学費となっていた部分を授業料等と変更しております。

その具体となりますが、21ページを御覧ください。同じ様式で、施行規則の改正点が表にあります。右側の改正後に新たに入学金の免除を記載し、免除の手続、減免の取消し及び施行規定の変更点を記述しておりますので、御確認いただければと思います。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第7の教議第51号「臨時代理の承認について（呉市立呉高等学校条例の一部改正）」及び日程第8の教議第52号「呉市立呉高等学校条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の2件について説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本2件について、それぞれ原案のとおり、教議第51号は承認、教議第52号は可決してよろしいですか。

（異議なしの声）

教 育 長 御異議なしということで、よって本2件は原案どおり、承認、可決します。

教議第53号 臨時代理の承認について（呉市立美術館条例ほかの一部改正）

教 育 長 次に、日程第9の教議第53号「臨時代理の承認について（呉市立美術館条例ほかの一部改正）」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

多 田 課 長 それでは、教議第53号「臨時代理の承認について（呉市立美術館条例ほかの一部改正）」について説明させていただきますので、資料25ページをお願いいたします。

本件は、先月の定例会において報告させていただいた呉市使用料、手数料等の見直しに係る関係条例の規定の整備について、呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理いたしましたの

で、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

この度の使用料改定では、呉市立美術館、呉市青年の家、呉市野外活動センター、呉市地域社会教育施設の4施設に係る条例改正案を提出しております。条例改正資料につきましては、資料29ページから38ページにそれぞれの施設ごとに新旧対照表、議案資料を付けさせていただいておりますが、本日の説明は、資料27ページにございます使用料改定の概要をまとめました一覧表において、主な内容を説明させていただきます。

資料27ページをお願いいたします。なお、今回の使用料改定は、市民負担の公平性と受益者負担の原則から、呉市全体として使用料の見直しを行うものでございます。各施設の使用料改定額につきましては、原価計算に基づき算定した額と現行使用料との乖離率により算出した財政課案によるもの、又は財政課案をもとに各種状況等を勘案し、独自判断により改定額を定めたものがございます。

まず、呉市立美術館でございますが、上段の専用使用料の表の1番上、美術館の貸館使用料につきましては、財政課案どおり、改定率1.2で改定してまいります。こちらにつきましては、先月の報告では、改定率1.5で改定する旨を説明させていただきましたが、算定根拠となる施設面積に誤りがあったため、改めて正式な数値で原価計算をやり直した結果、改定率1.2で改定を行うことといたします。また、同じく美術館の個人使用料の表になりますが、美術館観覧料につきましては、県内他施設とのバランスを保つため、独自判断で使用料は据置きといたします。

次に、個人使用料の表の2行目、大空山青年の家でございますが、大空山青年の家使用料につきましては、財政課案どおり改定率1.5で改定してまいります。

次に、呉市野外活動センターでございますが、上段の専用使用料の表のセントラルロッジ使用料並びに個人使用料の表の3行目、野外活動センター使用料につきましては、いずれも財政課案どおり改定率1.5で改定してまいります。

次に、呉市体験学習施設でございますが、松寿苑及び豊ふるさと学園ともに、市内の宿泊、研修施設とのバランスを保つため、独自判断で据置きとしております。この度は使用料改定を行いませんので、条例改正は行いません。

次に、呉市地域社会教育施設でございますが、鹿島社会教育施設の使用料につきましては、財政課案どおり改定率1.5で改定してまいります。

最後に、呉市御手洗地区文化施設でございますが、乙女座の入館料につきましては、同地区内施設とのバランスを保つため、独自判断で据置きとしております。この度は使用料改定を行いませんので、条例改正は行いません。

以上が今回の条例改正の主な内容でございます。説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第9の教議第53号「臨時代理の承認について（呉市立美術館条例ほかの一部改正）」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 料金を財政課案の改定率で上げている施設について、据置きにすることはできなかったのでしょうか。

多 田 課 長 使用料改定につきましては、受益者負担の公平性を目的としており、基本的には財政課案のとおり使用料を改定していくということを基本的な考え方としております。ただし、施設によっては、市内、県内施設の価格とのバランスを取らないといけない場合もございますので、一部は独自判断で使用料改定を行わず、据置き

とさせていただきます。

船尾委員 改定する施設については、改定しないと運営が成り立たないという考えでよろしいでしょうか。

多田課長 使用料は、維持管理費用をもとに算定しており、全体の収入と支出のベースから算出した価格として、財政課案どおり改定した方が良いとの判断です。

教育長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり承認します。

以上で定例会を閉会します。

(16:12)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 寺 本 有 伸)

(委 員 船 尾 慎)

(委 員 佐々木 元)

(令和元年11月28日定例会)